加算関係確認書類

『一部の人のみ添付が必要』

（ほとんどの人は添付して頂く必要がありませんが、下記の人のみ書類の添付が必要です。）

■加算関係確認書類　※加算措置対象番号①、⑨、⑫に該当する人

①【老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等】

・65歳未満の（昭和24年3月2日以降に生まれた）人で、下記の１～４に該当する人は必要な書類を添付してください。

・65歳以上の人は添付不要です。

65歳未満で①の確認書類の添付が必要な人		添付書類
1	平成26年1月2日以降に他市区町村に転出した人	年金額改定通知書の写し （平成26年6月（一部の人は５月）に送付予定。）
2	日本年金機構に住民票の住所ではなく他市区町村の居住を住所として登録している人	
3	共済組合等が支給する年金のみを受給している人	
4	年金額改定通知書が送付されない人（年金の裁定請求を遅れてした人又は手続中の人）	年金の裁定後に送られてくる年金証書の写し

⑨【ガス障害者対策手当】

・すべての受給者　：　医療手帳（又は医療券）及び手当支払通知書の写し

⑫【副作用救済給付又は感染救済給付】

・すべての受給者　：　振込通知書の写し